

パーマネント・コース登録規程

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

第1章 総則

[目的]

第1条 この規程は、パーマネント・コースの理解と普及、健康の増進、楽しみの提供等種々の目的で定められるオリエンテーリング・コース（以下「コース」という）について、その適切なコース設定及び登録について必要な事項を定める。

[定義]

第2条 この規程でいう登録されたコース（以下「登録コースという」）とは、日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）に登録した常設コースであって、別に定める運用指針により設定された公開コースのことをいう。登録コースは「OL100 キロ・コンペ」の対象コースとする。

第2章 登録の申請・更新およびコースの公表

[登録の申請]

第3条 コースの登録を得ようとするものは、コース設定予定地の都道府県オリエンテーリング協会あるいは委員会（以下「都道府県協会」という）を通じ、登録申請料を添え様式1の登録申請書をJOAに提出しなければならない。登録申請料は別に定める。この場合、都道府県協会は、コースの申請者に対し適切な助言、指導を行うことができる。

[登録の有効期間]

第4条 登録コースには有効期間を設ける。新規登録および更新登録の有効期間は3年とし、申請時期により次の通りとする。但し、登録有効期間を経過したコースは無効とする。

1. 当該年度の4月1日より9月30日までの間に登録あるいは更新の申請をした場合は、登録有効期間を当該年度の10月1日より3年後の9月30日までとする。
2. 当該年度の10月1日より翌年3月31日までの間に登録あるいは更新の申請をした場合は、登録有効期間を次年度の4月1日より3年後の3月31日までとする。

[更新登録]

第5条 コースの更新登録を希望するものは、都道府県協会を通じ、更新登録料を添え様式2の更新申請書をJOAに提出しなければならない。この場合、都道府県協会は更新予定のコースについて適切な助言、指導ができるものとする。更新登録料は別に定める。コースの更新申請に伴う有効期間は第4条に定める有効期間と同一とする。

[登録・更新の決定]

第6条 コースの登録あるいは更新の申請を受けたJOAは、審査を行ない登録・更新の可否を決め、都道府県協会を通じて申請者に通知するものとする。コースの登録あるいは更新申請が認められない場合、JOAは都道府県協会を経て登録申請料あるいは更新登録料を申請者に返却するものとする。

[登録コースの公表]

第7条 登録されたコースは公開のものとして、JOAおよび都道府県協会によって広く一般に公表される。

第3章 コースの設定および保全

[コースの設定]

第8条 登録コースは、つぎの条件を考慮して設定しなければならない。

1. イベントディレクタ2名以上の者が設定すること。
2. テレインの特性が生きたコース設定であること。
3. 安全や利用者の特性に配慮したコースであること。

[コース地図]

第9条 登録コースの地図は、原則として「オリエンテーリング地図国際図式規程」(以下「ISOM」という)に準じた地図とする。登録コースの設置者は地図を常時用意し、利用者の要望に答えなければならない。

[コースの保全]

第10条 登録コースの設置者は、コース管理とマスターマップの交換に努め、コントロールが破損、亡失した場合はただちに復旧しなければならない。

第11条 登録コースの一部変更、休止または廃止をするときは、様式3の登録コースの一部変更・休止・廃止届を、その1カ月前までに都道府県協会を通じてJOAに提出しなければならない。登録コースの休止期間は、当該コースの残余の登録有効期間とする。

[登録コースの取消し]

第12条 JOAあるいは都道府県協会が登録コースとして不適当であると判断したコースについては、JOAあるいは都道府県協会は設置者に対し改善の指導を行い、これに応じない場合は登録を取消することができる。

[登録申請料・更新登録料]

第13条 第3条に定める登録申請料は、登録するコースに関連する地図1枚につき20000円とする。また、第5条に定める更新登録料は、更新するコースに関連する地図1枚につき5000円とする。いずれの場合も、設置者がJOA会員、公共団体あるいはこれに準ずる団体の場合には、これらの費用を減免する。

[コース管理の奨励]

第14条 JOAはコースの登録を認めた時点で、登録コースの管理・改善を奨励するため、当該登録コースのある都道府県協会に対し登録申請料・更新登録料の60%を交付するものとする。

付則

1. この規定は、平成19年3月4日から施行し、昭和52年5月1日日本オリエンテーリング委員会制定の「パーマネント・コース登録に関する規定」は廃止する。
2. この規定施行日以前に公認されたコースは、この規定により登録されたものとみなす。ただし、この措置により登録コースとなったコースの登録有効期間は1年とする。

昭和46年1月20日制定

昭和52年5月1日改正

平成19年3月3日改正

令和4年2月28日改正